



金 沢 市 公 報

号外第10号の3

令和8年(2026年)3月4日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市立保育所における副食費の額等を定める要綱の一部改正について (保育幼稚園課) 6
○金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 1		○金沢市共同住宅等の建築に関する指導要綱の一部改正について (建築指導課) 7
○金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (") 2		○金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の一部改正について (") 7
○金沢市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (衛生指導課) 3		●公営企業管理規程
○金沢市斎場条例施行規則の一部を改正する規則 (市 民 課) 5		○金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 (企業総務課) 7
○金沢市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) 5		○金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程 (") 8
○金沢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則 (予 防 課) 6		○金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 (") 9
●訓令甲		●病院事業管理規程
○職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (人 事 課) 6		○金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (市立病院事務局) 11
●告 示		○金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程 (") 11
○金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (産業政策課) 6		●病院事業訓令甲
		○金沢市立病院当直規程の一部改正について (") 11

規 則

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

●金沢市規則第19号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

第3条の9の見出しを「(指定障害児通所支援事業所等の指定の表示)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第3条の9の3を削る。

第3条の10の見出しを「(指定障害児通所支援事業所等の廃止・休止・再開届出書)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第6条の2の6の見出し中「に係る申請書等」を「の表示」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第6条の2の7を次のように改める。

第6条の2の7 削除

第6条の2の11の見出し中「に係る申請書」を「の表示」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第6条の2の12の見出し中「変更に係る届出書等」を「廃止・休止・再開届出書」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

別表第2の備考第7項第3号、別表第4の備考第9項第3号及び別表第5の備考第9項第3号中「自立訓練」の次に「、同条第13項に規定する就労選択支援」を加える。

様式第1号の10中

受診者	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年 月 日		
	住所			
	保険者			
	加入医療保険の記号及び番号	適用区分		
保護者	氏名		続柄	
	住所			

を

受診者	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年 月 日		
	住所			
保護者	氏名		続柄	
	住所			

に改める。

様式第2号の9を次のように改める。

様式第2号の9 削除

様式第2号の9の3を削る。

様式第2号の10を次のように改める。

様式第2号の10 削除

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2の備考第7項第3号、別表第4の備考第9項第3号及び別表第5の備考第9項第3号の改正規定、様式第1号の10の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に交付された改正前の様式第1号の10による医療受給者証及び登録者証は、改正後の様式第1号の10にかかわらず、なお効力を有する。
- 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に存する改正前の様式第1号の10の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

●金沢市規則第20号

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第42号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出しを「(指定障害福祉サービス事業所等の指定の表示)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第19条の2を削る。

第19条の2の2中「様式第9号の2」を「様式第9号」に改め、同条を第19条の2とする。

第19条の3の見出しを「(指定障害福祉サービス事業所等の廃止・休止・再開届出書)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第19条の13の見出し中「に係る申請書」を「の表示」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第19条の14の見出し中「申請の内容変更に係る届出書等」を「廃止・休止・再開届出書」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号 削除

様式第9号を削り、様式第9号の2中「第19条の2の2」を「第19条の2」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 削除

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

金沢市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

●金沢市規則第21号

金沢市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

金沢市食品衛生法施行細則（平成12年規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第4号（表）中「自動販売機」の次に「又は全自動調理機」を加え、同様式（裏）中

業 種 に 応 じ た 情 報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな) ふぐ処理者氏名		認定番号等	

を

業 種 に 応 じ た 情 報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>	に
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>	
	(ふりがな) ふぐ処理者氏名		認定番号等		

改める。

様式第9号(表)中「自動販売機」の次に「又は全自動調理機」を加え、同様式(裏)中

業 種 に 応 じ た 情 報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>	を
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>	
	(ふりがな) ふぐ処理者氏名		認定番号等		

業 種 に 応 じ た 情 報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>	に
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>	
	(ふりがな) ふぐ処理者氏名		認定番号等		

改める。

様式第10号(表)中「自動販売機」の次に「又は全自動調理機」を加え、同様式(裏)中

業 種 に 応 じ た 情 報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>	を
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>	
	(ふりがな) ふぐ処理者氏名		認定番号等		

業 種 に 応 じ た 情 報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	(ふりがな) ふぐ処理者氏名		認定番号等	

改める。

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の様式第4号、様式第9号及び様式第10号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市斎場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

●金沢市規則第22号

金沢市斎場条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市斎場条例施行規則（平成4年規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第4号中 「

(妊娠 月数)	月
------------	---

」 を 「

(妊娠 週数)	週
------------	---

」 に改める。

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に交付された改正前の様式第4号の書式による火葬炉使用許可証は、改正後の様式第4号にかかわらず、なおその効力を有する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の様式第1号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

●金沢市規則第23号

金沢市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

金沢市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（令和4年規則第37号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

金沢市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第2条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条第1項中「第49条第1項第3号」を「第76条の25第1項第3号」に改め、同項第1号中「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に改め、同条第2項中「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に、「第49条第1項第2号」を「第76条の25第1項第2号」に改め、同条第3項中「第49条第2項

第3号」を「第76条の25第2項第3号」に改める。

第3条の見出し中「容積率」を「容積率等」に改め、同条中「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

金沢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

●金沢市規則第24号

金沢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市火災予防条例施行規則（昭和37年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2号様式の1中「サウナ設備、乾燥設備」を「乾燥設備、簡易サウナ設備、一般サウナ設備」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年3月31日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の第2号様式の1の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第1号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程（昭和34年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

別表瑞樹団地の販売に係る事務所で業務を行う職員の項を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第52号

金沢市産業振興資金融資要綱（平成13年告示第60号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

附則第3項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

別表第1中「株式会社富山第一銀行 株式会社福邦銀行」を「株式会社富山第一銀行」に改める。

附 則

この告示は、令和8年3月4日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年5月2日から施行する。

●金沢市告示第53号

金沢市立保育所における副食費の額等を定める要綱（令和元年告示第142号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

題名中「副食費」を「給食費」に改める。

第1条中「(副食に限る。)」を削り、「副食費」を「給食費」に改める。

第2条中「例による」の次に「ほか、次に定めるところによる」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 主食費 給食費のうち主食の提供に要する費用をいう。
- (2) 副食費 給食費のうち副食の提供に要する費用をいう。

第3条を次のように改める。

(給食費の額)

第3条 子ども1人当たりの給食費の月額、次の各号に掲げる給食費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 主食費 1,250円
- (2) 副食費 4,500円

第4条(見出しを含む。)中「副食費」を「給食費」に改める。

第5条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「副食費」を「給食費」に改め、同条第1号中「180円」を「230円」に改め、同条第2号及び第3号中「副食費」を「給食費」に改める。

第6条の見出し中「副食費」を「給食費」に改め、同条中「子どもに係る副食費」を「給食費」に改め、同条第1号中「を受ける子ども」を「に要する費用」に改め、同条第2号中「子ども」の次に「に係る給食費」を加える。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

●金沢市告示第54号

金沢市共同住宅等の建築に関する指導要綱(平成4年告示第106号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

第2条第1号中「規定する特定部分」の次に「(共同住宅の用途に供する部分を除く。)」を加える。

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市共同住宅等の建築に関する指導要綱の規定は、この告示の施行の日以後に共同住宅等の建築の工事に着手する者について適用し、同日前に着手した者については、なお従前の例による。

●金沢市告示第55号

金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱(平成16年告示第61号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市企業局事務決裁規程(昭和39年公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1支出アの表中

	を	に、
○		
2,000万円を超えるもの		

	を
法令、条例、規程又は告示により貸付基準の定まっているもので1貸付先の貸付金額が300万円以下のものは、所管次長専決とし、合議を要しない。	

4,000万円を超えるもの	法令、条例、規程又は告示により貸付基準の定まっているもので1貸付先の貸付金額が300万円以下のものは、4,000万円を超えるものにあっても、所管次長専決とし、合議を要しない。
4,000万円を超えるもの	

に改め、同アの表の備考第2項中「超える」を「超え、かつ、1,500

万円以下の」に改め、「)及び」の次に「変更する額が1,500万円を超える額の支出負担行為伺書並びに」を加える。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

●金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和32年公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「1級21号給」を「1級25号給」に、「1級1号給から1級77号給まで」を「1級5号給から1級81号給まで」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別表第4の規定により初任給を決定された技能職員及び業務職員の号給については、改正後の別表第4の規定により初任給を決定された技能職員及び業務職員との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

●金沢市公営企業管理規程第4号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「小切手により」を削り、同条第2項中「第30条第1項」を「第30条第1項の規定」に改める。

第32条第1項中「出納取扱金融機関」を「金沢市企業局出納取扱金融機関」に、「小切手振出済通知書」を「払戻請求書」に改める。

第33条第1項中「出納取扱金融機関へ小切手を振り出し」を「金沢市企業局出納取扱金融機関へ資金を交付し」に改める。

様式第19号第1葉中「金沢市企業局出納取扱金融機関又は金沢市企業局収納取扱金融機関へ納付して」を「裏面記載の方法でお支払い」に改め、同様式第2葉中「領収済通知書」を「収入済通知書」に、

備考	領収日付印
	を 上記のとおり領収しましたので通知します。 （宛先）金沢市企業局企業出納員 金沢市企業局出納取扱金融機関 金沢市企業局収納取扱金融機関

備考	領収日付印																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">C</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 60%; text-align: center;">取扱金融機関</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">V</td> <td></td> <td style="text-align: center;">取りまとめ局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">S</td> <td></td> <td style="text-align: center;">収入済通知書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">収納取扱金融機関</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">収</td> <td></td> <td style="text-align: center;">収入済通知書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">納</td> <td></td> <td style="text-align: center;">収入済通知書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">用</td> <td></td> <td style="text-align: center;">収入済通知書</td> </tr> </table>	C		取扱金融機関	V		取りまとめ局	S		収入済通知書	等		収納取扱金融機関	収		収入済通知書	納		収入済通知書	用		収入済通知書	に、
C		取扱金融機関																				
V		取りまとめ局																				
S		収入済通知書																				
等		収納取扱金融機関																				
収		収入済通知書																				
納		収入済通知書																				
用		収入済通知書																				

上記のとおり領収しましたので通知します。

（宛先）金沢市企業局企業出納員

金沢市企業局出納取扱金融機関、金沢市企業局収納取扱金融機関

「 上記の金額を領収しました。
金沢市企業局出納取扱金融機関
金沢市企業局収納取扱金融機関
」

「 上記の金額を領収しました。
金沢市企業局出納取扱金融機関
金沢市企業局収納取扱金融機関
金沢市企業局指定公金事務取扱者
」

を

に改める。

様式第40号(表)中「供給停止予告」を「給水停止予告」に改める。

様式第41号第1葉中「金沢市企業局出納取扱金融機関又は金沢市企業局収納取扱金融機関へ納付して」を「裏面記載の方法でお支払い」に改め、同様式第2葉中「領収済通知書」を「収入済通知書」に、

備考	領収日付印
	上記のとおり領収しましたので通知します。 (宛先) 金沢市企業局企業出納員 金沢市企業局出納取扱金融機関 金沢市企業局収納取扱金融機関

を

備考	領収日付印
C V S 等 収 納 用	取扱金融機関 取りまとめ局 収納代行会社

に、

上記のとおり領収しましたので通知します。

(宛先) 金沢市企業局企業出納員

金沢市企業局出納取扱金融機関、金沢市企業局収納取扱金融機関

「 上記の金額を領収しました。
金沢市企業局出納取扱金融機関
金沢市企業局収納取扱金融機関
」

「 上記の金額を領収しました。
金沢市企業局出納取扱金融機関
金沢市企業局収納取扱金融機関
金沢市企業局指定公金事務取扱者
」

を

に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年3月16日から施行する。ただし、第31条第1項、第32条第1項及び第33条第1項の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存する改正前の様式第19号、様式第40号及び様式第41号の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。
- 3 この規程の施行の日前に交付された改正前の金沢市企業局会計規程の規定による納入通知書等は、改正後の金沢市企業局会計規程の規定にかかわらず、なお効力を有する。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第2号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程（平成25年病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「(別表第3の表の区分が1種の職を占める職員が行うものにあつては、13,600円)」を削る。
別表第3中「、第7条」を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第3号

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程

金沢市立病院会計規程（平成25年病院事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「小切手により」を削り、同条第2項中「前条第1項」を「第31条第1項の規定」に改める。

第33条第1項中「出納取扱金融機関」を「金沢市立病院出納取扱金融機関」に、「小切手振出済通知書」を「払戻請求書」に改める。

第34条第1項中「出納取扱金融機関へ小切手を振り出し」を「金沢市立病院出納取扱金融機関へ資金を交付し」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

病 院 事 業 訓 令 甲

●金沢市病院事業訓令甲第1号

市 立 病 院

金沢市立病院当直規程（平成25年病院事業訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月4日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

第3条第3号中「及び臨床検査技師」を削り、同号ただし書中「及び」を「の日」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 臨床検査技師 1人

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年(2026年)3月4日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄